

教育再生実行会議の開催について

〔平成25年1月15日
閣議決定〕

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

教育再生実行会議 構成員

安倍	晋三	内閣総理大臣
菅	義偉	内閣官房長官
下村	博文	文部科学大臣兼教育再生担当大臣
(有識者)		
大竹	美喜	アフラック(アメリカファミリー-生命保険会社)創業者・最高顧問
尾崎	正直	高知県知事
貝ノ瀬	滋	三鷹市教育委員会委員長
加戸	守行	前愛媛県知事
蒲島	郁夫	熊本県知事
◎ 鎌田	薫	早稲田大学総長
川合	眞紀	東京大学教授、理化学研究所理事
河野	達信	全日本教職員連盟委員長
佐々木	喜一	成基コミュニティグループ代表
鈴木	高弘	専修大学附属高等学校理事・前校長
曾野	綾子	作家
武田	美保	スポーツ／教育コメンテーター
○ 佃	和夫	三菱重工業株式会社相談役
八木	秀次	高崎経済大学教授
山内	昌之	東京大学名誉教授、明治大学特任教授
		座長◎、副座長○
(オブザーバー)		
遠藤	利明	衆議院議員
富田	茂之	衆議院議員

教育再生実行会議のこれまでの動きと今後の予定

- 1月15日 教育再生実行会議の開催について閣議決定
- 1月24日 第1回 いじめ・体罰の問題に関する討議①
- 2月15日 第2回 いじめ・体罰の問題に関する討議②
- 2月26日 第3回 第一次提言（いじめの問題等への対応について）
教育委員会制度に関する討議①
- 3月 1日 第一次提言を閣議報告
- 3月12日～3月28日 教育委員会の視察（豊島区・練馬区・墨田区・東京都）
- 3月22日 第4回 教育委員会制度に関する討議②
- 4月 4日 第5回 教育委員会制度に関する討議③
- 4月15日 第6回 第二次提言（教育委員会制度等の在り方について）
大学教育・グローバル人材育成に関する討議①
- 4月16日 第二次提言を閣議報告
- 4月22日～5月2日 大学の視察（早稲田大学・同志社大学・東京工業大学）
有識者ヒアリング（6名）
- 5月 8日 第7回 大学教育・グローバル人材育成に関する討議②
- 5月22日 第8回 大学教育・グローバル人材育成に関する討議③
- 5月28日 第三次提言（これからの大学教育等の在り方について）
- 5月31日 第三次提言を閣議報告
- 6月 6日 第9回 高大接続・大学入試に関する討議①
- 6月26日 第10回 高大接続・大学入試に関する討議②
- 7月11日 視察（慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス、
横浜サイエンスフロンティア高等学校）
- 7月25日 視察（大学入試センター）
- 7月31日 視察（国際教養大学）
- 8月 1日 視察（東北大学）

※ 現在、高大接続・大学入試の在り方について審議中。

その後、6・3・3・4制の在り方についての検討を行う予定。

いじめの問題等への対応について (第一次提言概要)

1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。

- 道徳を新たな枠組みによって教科化し、指導内容を充実。
- 効果的な指導方法を明確化し、全ての教員が習得できるよう普及。道徳の教材として具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材等を重視。
- 家庭や地域で大人が率先垂範して一人の人間としての在るべき姿を示し、しつけるべきことをしつける。

2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定

- いじめに対峙していくための基本的な理念を明示し、いじめの予防・発見・対策をとる体制を整備するため、次のような内容を含む法律の制定が必要。
 - ・ いじめの定義を明らかにし、社会総がかりでいじめに対峙していく姿勢
 - ・ いじめを絶対に許さず、いじめられている子を全力で守る大人の責務
 - ・ いじめに向き合っていく体制（相談体制、関係機関との連携・協力）の構築
 - ・ いじめへの迅速かつ毅然とした対応（いじめの通報、被害者支援、加害者指導）

3. 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。

- 学校における相談体制の整備。実態把握のための定期的な調査の実施。
- 学校、家庭、地域、警察等関係機関との連携協力体制を整備することによるいじめ予防。
- いじめ問題への適切な対応に努める学校や教職員を適正に評価。いじめに適切に対処できるよう、教職員研修の充実。養成段階からの専門的・実践的スキルの育成。いじめの態様に応じた解決の成功例やノウハウの蓄積・共有。
- スクールカウンセラー等の配置促進。
- 子どもにきめ細かく対応するため、教職員配置を改善充実し、少人数指導・少人数学級の推進や生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など学校の取組を支援。
- コミュニティ・スクールの導入など、地域とともにある学校づくりの積極的推進。

4. いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う。

- いじめ発見者が学校等に通報。なお解決されない重大事案は第三者的組織が対応。
- いじめられている子への組織的・継続的ケア。いじめている子への段階的・継続的な指導。
- 深刻ないじめが続き、教育上必要があるときは懲戒を行う。いじめられている子を守るために必要なときは出席停止措置等の実施。その際の十分な指導体制の整備。
- 犯罪行為として取り扱われるべきものは警察と連携して迅速に対処。

5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定

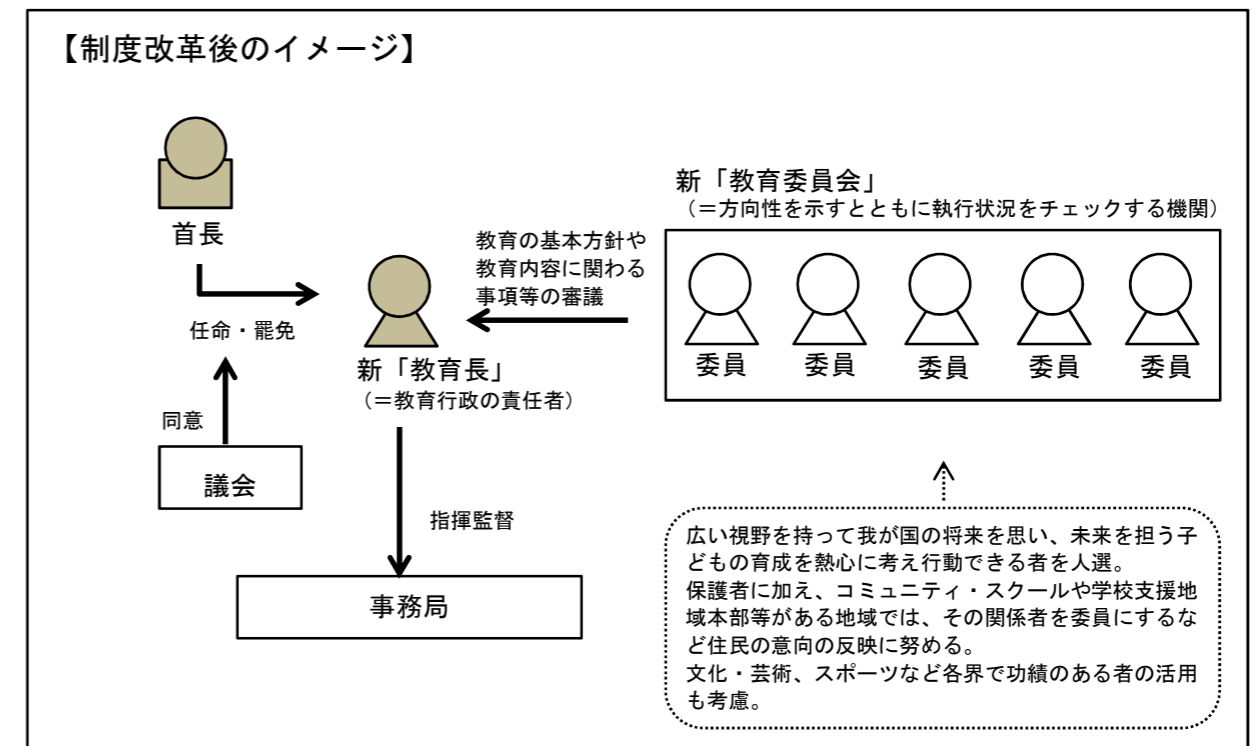
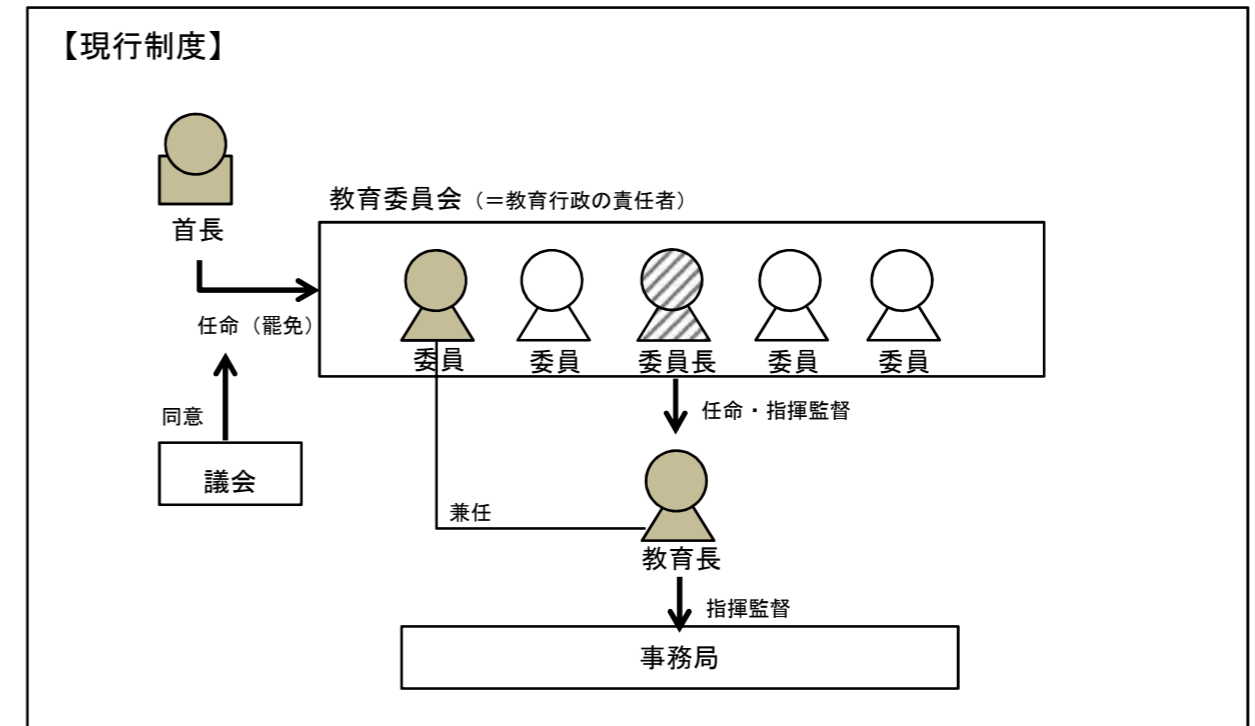
- 懲戒として認められる対応と体罰の区別を明示。関係機関が率先して体罰根絶宣言を行うなど、体罰の禁止を徹底。
- 体罰の根絶を目指し、子どもの自発的行動を促す部活動指導ガイドラインを策定。
- 体罰の訴えや、教員や部活動指導者との関係の悩みなどの相談ができる体制整備。

教育委員会制度等の在り方について (第二次提言ポイント)

【参考】教育委員会制度改革のイメージ

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

- 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。
- 教育長を教育行政の責任者とするに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
- 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関わる事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。
- 上記の方針の下、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議されることを期待する。その際、新たな教育行政組織の名称について、役割や機能が国民に分かりやすいものとなるように配慮する必要がある。



2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。

- 責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体的教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。

※ 新「教育委員会」で審議すべき事項とその取扱い、委員の任命方法、新「教育長」の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議。

1 グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

・大学の教育・研究機能を質・量ともに充実！
・平成29年までの5年間で「大学改革実行集中期間」に！

- ①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
→海外大学の教育ユニット誘致。日本の大学の海外展開拡大。国際化を断行するスーパーグローバル大学(仮称)。今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上ランクイン。地域社会のグローバル化を担う大学など
- ②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
→大学入試等におけるTOEFL等の活用。企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設。ギャップタームにおける留学促進など
- ③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
→小学校英語の抜本的拡充(早期化、時間増、教科化、専任教員等)の検討。少人数教育。スーパーグローバルハイスクール(仮称)。国際バカロレア認定校の増(200校に)。
- ④日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。
→国語教育、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組の充実。
- ⑤特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

2 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10～20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」(仮称)策定。国・地方において、「産学官円卓会議」(仮称)設置。
- 大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等段階の理数教育強化(専科指導、少人数教育、SSH等)。

3 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 社会人基礎力、基礎的・汎用的能力等の社会人として必要な能力の育成のため、能動的な活動を取り入れた授業や学習方法など教育方法を質的転換。学修時間の増加、組織的教育の確立など教学マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、国が支援。

4 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間で倍増(12万人→24万人)を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助成を行う。

5 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の独自予算の確保など、学長がリーダーシップをとれる体制整備。教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分。国の公募型資金への間接経費措置。民間資金調達のための税制検討。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、全学的教育改革を重点支援。教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」(仮称)を開催。

基盤